

奈良県訓令第六号

各部 課室
各出先機関

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成二十九年三月奈良県訓令第八号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一号様式中「本人印」を「本人確認」に、「の印」を「の確認」に改める。

第二号様式中「印」を「印」を「印」に改める。

第三号様式中「印」を「印」を「印」に改める。